

ST02-Ver1.1

PKS デューデリジェンスシステム要求事項
第三者規格検討委員会承認

PKS デューデリジェンスシステム要求事項

発行日：2021年7月9日

一般社団法人農産資源認証協議会起案

関連規格基準

PKS 認証制度：基本文書 P01

PKS 認証制度:要求事項（申請組織） ST01

PKS 認証制度:要求事項ガイドライン G01

目次

1. 組織体制（ガイドライン参照）	3
2. 教育訓練	3
3. オイルパーム収穫地の確認	3
3.1 . 許容できない供給源（ガイドライン参照）	3
3.2 . 供給地の確認	3
3.3 . 供給地の確認単位.....	5
4. DD の実施	5
5. DDS の維持.....	5
6. DD に伴う記録.....	6

ST02-Ver1.1

1. 組織体制（ガイドライン参照）

申請組織は、下記のリスクを特定するためのデューデリジェンス（DD）を行うため、担当者を決定しデューデリジェンスシステム（DDS）を構築しなければならない。DDSは、供給連鎖が共通な複数社で行うことも可能であるが、その場合においても責任者および担当者は決定しなければならない。

- 1) 植栽エリアのリスク
- 2) 顕在又は発生しうる可能性が高いその他のリスク

2. 教育訓練

申請組織は、関連する要員に DD を行うための必要な教育を提供しなければならない。

3. オイルパーム収穫地の確認

3.1. 許容できない供給源（ガイドライン参照）

以下を許容できない供給源として定める。許容できない供給源からの PKS は FIT 燃料として取引をすることはできない。

- 1) 違法に開発された植栽エリア
- 2) 伝統的権利及び人権を侵害している植栽エリア
- 3) 高い保護価値(HCV)のある自然環境を脅かして開発された植栽エリア
- 4) 遺伝子組換えオイルパームが植えられている植栽エリア
- 5) 泥炭地など耕作限界の脆弱な土壌の開発を続けて作付けしている植栽エリア

3.2. 供給地の確認

申請組織は、購入する材が許容できない供給源を由来としたものでないことを確認しなければならない。但し、既に他の第三者認証制度によって、許容できない供給源でないことが確認されている場合は、当該第三者認証制度の情報を利用してもよい。

申請組織は許容できない供給源でないことを示す以下の根拠を記録又は文書で明確にしなければならない。

- 1) 違法に開発された植栽エリア
 - 評価対象地域において、植栽エリア開発関連法等を順守していること

- 2) 伝統的権利及び人権を侵害している植栽エリア
 - 国連で輸出を禁じられていない国であり、対象地域で紛争がおこっていないこと
 - 評価対象地域において、児童労働が行われていないこと
 - 評価対象地域において、権利の侵害が起きていないこと
 - 評価対象地域において、伝統的権利の侵害が起きていないこと
 - 評価対象地域において、先住民や少数民族の権利に関する重大な侵害が起きていないこと

- 3) 高い保護価値(HCV)のある自然環境を脅かして開発された植栽エリア
 - 評価対象地域において、高い保護価値（HCV）の自然環境や生物多様性の保全、保護の対象となっている絶滅危惧種を脅かしていないこと
 - 法律で求められている保護地区や規制区域でないこと
 - 評価対象地域において、森林純減少がなく、且つ重大な喪失率ではないこと
 - 2020年3月以降に天然林を転換して開発された植栽エリアでないこと（但し、開発面積が植栽エリアの面積に対してごく限られた割合のみに影響し、転換によって長期的に安定した自然環境保護が実現できる場合を除く）

- 4) 遺伝子組換えオイルパームが植えられている植栽エリア
 - 評価地域において、遺伝子組み換えオイルパームの商業利用が行われていないこと
 - 評価地域において、遺伝子組み換えオイルパームの商業利用に許可が必要であり、商業利用の許可が存在しないこと
 - 評価地域において、遺伝子組み換えオイルパームを商業的に使う

ことが禁止されている

- 5) 泥炭地など耕作限界の脆弱な土壌の開発を続けて作付けしている植栽エリア
- 評価対象地域において、2020年3月以降も泥炭地など耕作限界の脆弱な土壌を転換して開発された植栽エリアが存在しないこと

3.3. 供給地の確認単位

申請組織は、下記に示す植栽エリア単位以下で確認を行わなければならない。申請組織は、供給源の確認に際し、申請組織自ら又は申請組織から委託された者が少なくとも一度は現地踏査を行い、許容できない供給源でないことを確実にしなければならない。

評価対象となる植栽エリアの最大単位

国	最大単位
マレーシア	州
インドネシア	州
タイ	県
他	上記以外の地域が、評価対象となった時点で決定する

4. DD の実施

申請組織は、組織が定めた DDS に基づき DD を実施する。原材料調達にあたって、リスクが確認された場合、申請組織は、調達を中止もしくはリスクを低減するための緩和措置を実施しなければならない。DD の実施結果は記録しなければならない。

5. DDS の維持

申請組織は、DDS の妥当性、有効性、又は影響を与える変化が起きているかを確認するために少なくとも一年に一回以上見直し、必要に応じて改訂しなければならない。見直しの結果は記録しなければならない。申請組織は改定された DDS に従い、DD を再度実施しなければならない。

6. DD に伴う記録

申請組織は、以下記録を最低 5 年間は保持しなければならない。またこれらの記録は、第三者審査機関の求めに応じて提出しなければならない。

- 1) DD の結果記録
- 2) あらゆる苦情の記録
- 3) 教育に関する記録
- 4) その他、この規格を運用したことが証明できる記録

以下余白